

## 平成 24 年度 指定管理者監査結果報告書

### 第一 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定による監査

### 第二 監査の対象

公の施設	羽村市弓道場
指定管理者	特定非営利活動法人羽村市体育協会
所管課	生涯学習部スポーツ推進課、財務部契約管財課

### 第三 監査の範囲

平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 9 月 30 日までに執行された、公の施設の管理、会計処理等に関する事務及び関連する事務事業の執行状況

### 第四 監査の期間

平成 24 年 10 月 22 日から平成 24 年 12 月 26 日まで  
説明聴取日 平成 24 年 11 月 13 日

### 第五 監査の主眼

#### 1 所管課

- (1) 指定管理者を導入した目的、趣旨が達成されているか。
- (2) 指定管理者の指定は、適正、公正に行われているか。
- (3) 協定等の締結は、適正に行われているか。
- (4) 指定管理者が利用料金を定める場合、利用料金は合理的なものになっているか。その承認手続きは適正に行われているか。
- (5) 指定管理者に対する指導監督は適切になされているか。
- (6) 業務の履行確認は、実績報告書によりなされているか。

#### 2 指定管理者

- (1) 施設の管理運営及び財産の管理は、適切に行われているか。
- (2) 事業の執行は協定書等の目的及び仕様書のとおり実施されているか。
- (3) 会計処理は適正になされているか。
- (4) 出納関係の諸帳簿の整備は適切に行われているか。
- (5) 利用料金の設定は適正になされているか。
- (6) 収納事務は適正に行われているか。
- (7) 利用促進のための努力はなされているか。

### 第六 監査の方法

監査にあたっては、「第五 監査の主眼」に基づき、関係資料の審査、担当者からの説明聴取及び現地調査を実施した。

## 第七 監査の結果

監査の結果は、以下に述べるとおりである。

### 羽村市弓道場

#### 1 対象施設の概要

- (1) 名 称 羽村市弓道場
- (2) 所 在 地 羽村市小作台4丁目2番地8
- (3) 開 設 平成17年4月1日
- (4) 規 模
- ① 敷地面積 1,598.6 m<sup>2</sup>
  - ② 建物面積 197.9 m<sup>2</sup>
  - ③ 建物構造 鉄骨造平屋建
  - ④ 建物概要 5人立射場 186.7 m<sup>2</sup>、的場 45.5 m<sup>2</sup>、会議室 20.2 m<sup>2</sup>、男女更衣室 13.0 m<sup>2</sup>、湯沸室 4.6 m<sup>2</sup>、倉庫 11.0 m<sup>2</sup>、トイレ（身障者用含む）8.5 m<sup>2</sup>
- (5) 指定管理者制度による管理運営委託
- 羽村市弓道場は、平成17年4月1日から指定管理者制度を導入し、施設の管理を行っている。
- ・指定期間【第1期】平成17年4月1日～平成19年3月31日（2年）  
指定管理者：特定非営利活動法人羽村市体育協会
  - ・指定期間【第2期】平成19年4月1日～平成23年3月31日（4年）  
指定管理者：特定非営利活動法人羽村市体育協会
  - ・指定期間【第3期】平成23年4月1日～平成27年3月31日（4年）  
指定管理者：特定非営利活動法人羽村市体育協会

#### 2 指定管理者の選定

##### (1) 選定の経緯

羽村市弓道場（以下「弓道場」という。）は、その設置目的を効果的に達成するため、平成17年4月1日から指定管理者制度を導入している。

指定管理者制度による管理運営委託期間は、上記1の(5)に記すとおりであるが、第2期の指定期間が満了するにあたり、教育委員会では、引き続き指定管理者制度を導入することとし、以下に記載した経緯のとおり、弓道場の指定

管理者に特定非営利活動法人羽村市体育協会を選定した。

○ 指定管理者選定等の経緯

- 平成 22 年 9 月 1 日 公募の告示  
市ホームページに応募要領等掲載・応募要領等配布開始
- 15 日 応募方法、提出書類等の説明会及び現地見学会を開催
- 21 日 質問受付終了
- 29 日 申請受付開始
- 10 月 8 日 申請締め切り
- 11 月 2 日 羽村市公の施設指定管理者候補者選定審査会の開催
- 4 日 羽村市行政改革推進本部会議の開催
- 12 月 10 日 平成 22 年第 5 回議会（定例会）において、「羽村市弓道場の指定管理者の指定について」原案可決
- 平成 23 年 3 月 1 日 協定書締結
- 4 月 1 日 指定管理者による第 3 期の管理運営開始

(2) 教育委員会と指定管理者との協定書の主な内容

弓道場を適正かつ円滑に管理するために、教育委員会は、特定非営利活動法人羽村市体育協会と協定書を締結した。協定書に定める教育委員会と指定管理者の主な役割分担等は、次のとおりである。

- ① 指定管理者の指定を行うことの意義は、民間事業者たる指定管理者の能力を活用しつつ、広く市民の健全な利用に供し、市民のスポーツの普及振興を図り、もって市民の健康で文化的な生活の向上に寄与することにある（協定書第 2 条）。
- ② 指定期間は、平成 23 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までとする（協定書第 7 条）。
- ③ 指定管理者の業務の範囲は次のとおりである（協定書第 8、9 条）。

〔本業務〕

- ・ 弓道場の施設及び設備の維持管理に関する業務
- ・ 弓道場の使用の承認、不承認及び使用承諾の取消し等に関する業務
- ・ 弓道場の利用料金の収納、減免及び返還に関する業務
- ・ 弓道場を利用して市民スポーツの普及振興及び体力づくりの推進のため実施する事業に関する業務
- ・ その他、弓道場の管理に関し教育委員会が必要と認める業務

〔自主事業〕

- ・ 弓道場条例に定める設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、指定管理者が自己の責任と費用により実施する事業

- ④ 教育委員会が行う業務の範囲は以下のとおりである（協定書第 10 条）。

- ・ 不払い利用料金の徴収業務

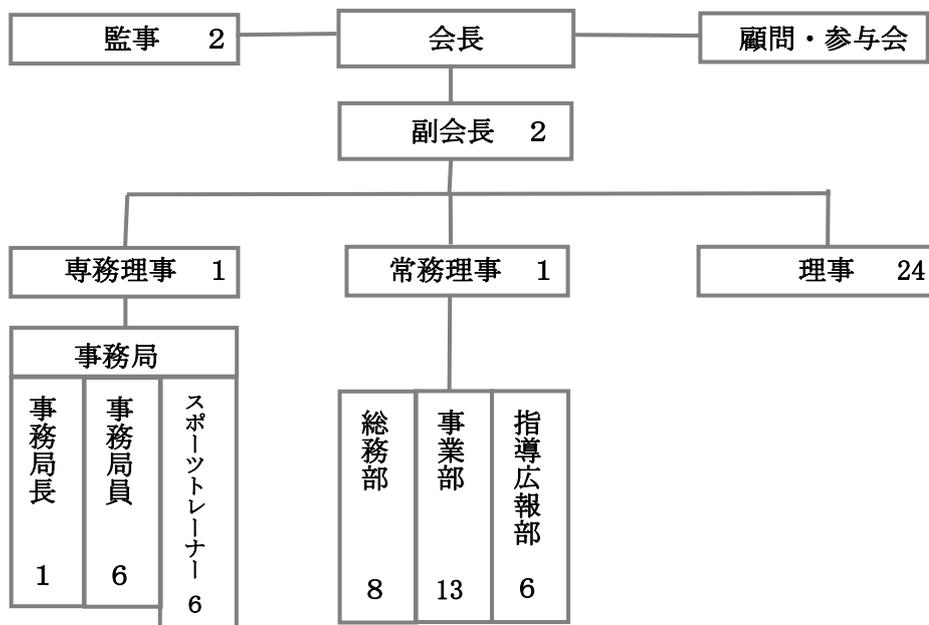
- ・ 管理施設の目的外使用許可・占用許可
  - ・ 不服申立てに対する決定
- ⑤ 利用料金は、指定管理者の収入とし、弓道場条例に規定する使用料の範囲内において定めるものとする（協定書第 28. 29 条）。
- ⑥ 教育委員会は指定管理者と本協定を締結している期間は、指定管理委託料を支払わないものとする（協定書第 27 条）。
- ⑦ 教育委員会の負担する経費等は、下記のとおりである。
- ア 毎年度 5 万円（消費税及び地方消費税を含む）以上の管理施設及び管理備品の修繕に要する経費（協定書第 17 条）。
  - イ 管理備品の管理備品一覧に記載されている備品の購入又は調達に要する経費（協定書第 21 条第 3 項）。
  - ウ 火災保険料及び施設賠償責任保険料（協定書第 33 条）。
- ⑧ 管理備品は、指定管理者に無償貸与する（協定書第 21 条）。

### 3 事業概要

#### (1) 組織

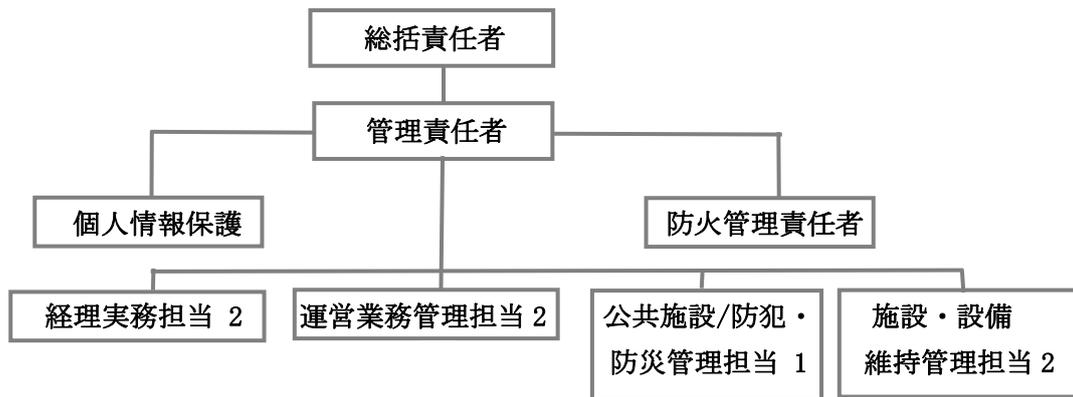
弓道場の管理運営は、「特定非営利活動法人羽村市体育協会」が行っている。組織体制は以下のとおりである。

#### 【特定非営利活動法人羽村市体育協会】



※上記の( )内の数字は、運営するために必要な人数で、全従業員数とは異なる。

## 【弓道場】（指定管理体制）



※上記の（ ）内の数字は、運営するために必要な人数で、全従業員数とは異なる。

### (2) 事業の内容

弓道場は、市民のスポーツの普及振興を図り、健康で文化的な生活の向上に資することを目的として設置され、指定管理者として特定非営利活動法人羽村市体育協会（以下「体協」という。）がおもとで受けているが、体協の中の22団体の1つである弓道会がメインとなり体協と一緒に管理・運営をしている。

用途は、一般市民の使用と弓道教室及び競技会等の開催のほか、教育委員会が必要と認めた時であり、通年開場している。

指定管理者の主な業務は、弓道場の施設及び設備の維持管理に関する業務、使用の承認、不承認及び使用承認の取消し等に関する業務、利用料金の収納・減免及び返還に関する業務、市民スポーツの普及振興及び体力づくりのため実施する事業に関する業務である。

指定管理者は事業の基本方針に、弓道は、武道として忍耐力や精神力を養い青少年の心身の健全発達に大きな効果が期待できるとして、市民一般に広く普及・推進することを掲げ、初心者弓道教室（成人及び中、高生を対象とした弓道教室で年2回実施）や年間を通じた弓道体験教室及び、「子ども弓道クラブ」として土曜日の午後に活動して青少年の健全育成を図っている。

また、弓道場を有効に活用するため、羽村市総体弓道大会や納射会、新年初射会、月例射会等を多く開催するとともに、広報やパンフレットの他にも愛好会やクラブへの連絡を数多くするなどたくさんの市民に利用の機会が提供できるよう、利用率の向上に取り組んでいる。

この他にも月曜の休館日には、小作台小の課外クラブとして、弓道を拝見してもらい、1年生～6年生までの全児童に弓道を体験させる（弓はレンタルで子供用を借りて、全員に弓を引いてもらっている：年13回）という事業を実施するなど、より一層充実したサービスを提供し、利用者に喜ばれるよう広く普及・推進することに努めた施設運営を展開している。

### (3) 施設利用者数の状況

弓道場の施設利用者数の状況は、第1表のとおりである。

指定管理者第3期に移行した平成23年度施設利用状況は、7,197人で、前年度（平成22年度：6,586人）と比べて611人（9.3%）増加し、会議室の利用も同様で、475人で前年度と比べて16人の増加となっている。これは昨年3月の東日本大震災の影響で、市の他の施設と同様4月中旬までは夜間の使用を休止したため、利用者数は減少していたものの、中、後半において増加したものである。

平成24年度上期（4～9月）の施設の利用状況も前年度上期（4～9月）と比較してみると、半年間で397人増加し、利用者数は3,863人となり、やはり増加している。また会議室の利用も同様で、215人（4～9月）で前年同時期と比べて37人の増加となっている。これも前年度の東日本大震災の影響で23年度の4月分は少ないが、5月以降は全ての射場で前年度に比べ増加したものである。

弓道会の会員数も、当初は50人であったが、現在は70人に増加している。

第1表 施設利用者数の状況

（単位：人）

	H22年度		H23年度		前年度比較		H23年 (4～9月)		H24年 (4～9月)		前年度比較	
	個人	貸切	個人	貸切	個人	貸切	個人	貸切	個人	貸切	個人	貸切
施設	103	6,483	162	7,035	59	552	55	3,411	108	3,755	53	344
合計	6,586		7,197		611		3,466		3,863		397	
会議室	459		475		16		178		215		37	

#### (4) 収支の状況

弓道場の平成23年度収入支出決算状況及び平成24年度上期（4～9月）収入支出決算見込（消費税込）は、第2表のとおりである。

平成23年度の収入決算額は、89万1,799円である。このうち利用料金の収入は77万3,500円で収入総額の86.7%を占め、参加費や大会運営費等の自主事業による収入は11万8,299円で、収入総額に占める割合は13.3%であり、市からの委託料の支払いは受けていない。

支出決算額は82万8,310円で、その主なものは人件費（指導員謝礼として）の23万5,800円、消耗品費（光熱水費等）の49万5,589円、通信運搬費3万6,921円と事務費の6万円で、支出総額に占める割合はそれぞれ28.5%、59.8%、4.5%、7.2%である。

収支決算額は、6万3,489円の黒字決算となっている。

平成24年度上期（4～9月）の収入決算額は、54万7,457円である。このうち利用料金の収入は42万4,800円で収入総額の77.6%を占め、参加費や大会運営費等の自主事業による収入は12万2,657円で、収入総額に占める割合は22.4%であり、市からの委託料の支払いは受けていない。

支出決算額は42万2,421円で、その主なものは人件費（指導員謝礼としての14万5,200円、消耗品費（光熱水費等）の22万4,820円、通信運搬費2万901円と事務費の3万1,500円で、支出総額に占める割合はそれぞれ34.4%、53.2%、4.9%、7.5%である。

収支決算額は、12万5,036円の黒字を見込んでいる。

第2表 収入支出決算状況(平成23年4月1日～平成24年9月30日)  
収支状況(消費税込) (単位 金額:円、率:%)

項目	平成23年度		平成24年度		
	全期	構成率	上期(4～9月)	構成率	
収入の部	利用料金収入	773,500	86.7	424,800	77.6
	自主事業収入等	118,299	13.3	122,657	22.4
	市委託料	0	0.0	0	0.0
	合計(A)	891,799	100	547,457	100
支出の部	人件費(指導員謝礼)	235,800	28.5	145,200	34.4
	消耗品費(光熱水費等)	495,589	59.8	224,820	53.2
	通信運搬費	36,921	4.5	20,901	4.9
	事務費	60,000	7.2	31,500	7.5
	その他	0	0.0	0	0.0
	合計(B)	828,310	100	422,421	100
収支差引(A)-(B)		63,489		125,036	

#### 4 総括

弓道場の指定管理者である「特定非営利活動法人羽村市体育協会」及び所管課について監査を行った結果、指定管理者選定及び指定に関する事務、協定書の締結に係る事務及び公の施設の管理運営、会計経理等に関する事務及び関連する事務事業の執行は、適切に処理されているものと認められた。

また、所管課においては、弓道場月間スケジュールにより事業報告を受ける体制を整え、年間を通して月間スケジュールの報告と経営者会議によるチェック等を行うなど履行確認及び指導監督は適切に行われていた。

弓道場に指定管理者制度を導入した目的は、民間活力の導入による質の高いサービスを広く市民に提供し、市民の健康で文化的な生活の向上に寄与することにある。その意味で、弓道場の第3期の指定管理者に「特定非営利活動法人羽村市体育協会」を指定し管理運営させたことは、指定管理者制度を導入した目的が遂行されていると認められた。

なお、監査における個別の意見等は、下記のとおりである。

#### ◆ 指定管理者制度の導入効果について

弓道場に指定管理者制度を導入し第3期目を迎えたが、安定した運営がなされており、本制度の導入効果を確認することができた。指定管理者は仕様に沿った施設運営を行い、市民のスポーツの普及振興を図るため、月曜の休館日に

は、小作台小の課外クラブとして年何回かに分けて弓道を見学してもらい、全児童に弓道を体験させるなど、日本古来の弓道を広く長く伝えていくことにより、利用率も高めるという効率的な運営に努められていることが推察され、指定管理者の努力を評価するところである。

これはまた、弓道場があること自体を知らない市民が多いとも考えられ、市でホームページやテレビはむら、広報はむら等を使って小作台小の特集を組んでみるなど、もっと多くの市民に知っていただけるようPR等の工夫もお願いするところである。

#### ◆ 経営面について

経営面では、収支は黒字ではあるが、社会の動きにも影響されることからその動きに合わせながら状況を見ていく必要がある。たとえば弓道人口も、アーチェリーの方が盛んになることによって、少なくなることがあるかも知れない。よってそういう時のために、弓道場を独立した事業として維持していけるよう、色々な工夫と努力を望むところである。

#### ◆ 施設の修繕計画について

弓道場も平成17年に開設してから7年以上が経過し、外壁に修繕が必要と思われる箇所が見受けられた。

今回、特に気になったのは、弓道場の入口の外壁に、塗装の剥がれた部分があったことである。既に建築課と調整し修繕を計画中であるとのことだったが、施設を利用する市民が最初に通るところであり、財政の厳しい状況の中ではあるが、安全性を更に確保するためにも施設の修繕については放置せずに、すぐに対応するよう要請する。

今後も引き続き、弓道場が公の施設としての安全性を第一に確保し、多数の市民に、より質の高いサービスの提供ができるようになることを期待するものである。